

議案第 81 号

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例中一部改正の件

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 31 年 3 月 4 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「12歳」を「15歳」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「6歳」を「15歳」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2）前号に規定する者を除く市町村民税非課税世帯の者 一部負担金

第 10 条（見出しを含む。）中「そう失」を「喪失」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

説 明

医療費助成の範囲を所得制限なく、中学生まで拡大することに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者。ただし、<u>15歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の助成を受ける者は、医療保険各法による被保険者又は組合員若しくは被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、その疾病又は負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。ただし、次の各号に該当する場合は除く。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者。ただし、<u>12歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者又は</p>

改正案	現 行
<p>は同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる以外の者</p> <p>エ 医療保険各法において高確法の給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間</p> <p>(5) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者。ただし、<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>(6) 一略一</p> <p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から規則で定める一部負担金、基本</p>	<p>同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる以外の者</p> <p>エ 医療保険各法において高確法の給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間</p> <p>(5) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者。ただし、<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの者は除く。</p> <p>ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。</p> <p>(6) 一略一</p> <p>(助成の額)</p> <p>第4条 助成の額は、医療費から規則で定める一部負担金、基本利</p>

改正案	現 行
<p>利用料及び食事療養標準負担額、生活療養標準負担額並びに附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるものは控除しないものとする。</p> <p>(1) <u>15歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者 一部負担金及び基本利用料</p> <p>(2) <u>前号に規定する者を除く市町村民税非課税世帯の者 一部負担金</u></p> <p>2 一略一</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による受給資格を<u>喪失</u>するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 町の区域内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>用料及び食事療養標準負担額、生活療養標準負担額並びに附加給付の額を控除して得た額とする。ただし、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げるものは控除しないものとする。</p> <p>(1) <u>6歳</u>に達する日（誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの者 一部負担金及び基本利用料</p> <p>(2) <u>6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院及び指定訪問看護に係る一部負担金及び基本利用料</u></p> <p>2 一略一</p> <p>(資格の<u>そう失</u>)</p> <p>第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による受給資格を<u>そう失</u>するものとする。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 町の区域内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。</p>

改正案	現 行
<p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	